

# 離婚

に関連するおもな手続

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！			
	前配偶者と同居中で、生計を別にしてしている方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカード または 住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗証番号の入力が必要です		市民課 市役所1階7~10番窓口	
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	受付窓口でご相談ください		市民課 市役所1階2~3番窓口	
保険 年金	姓など保険証の記載に変更がある方で、国民健康保険に加入している方	保険証の変更	変更前の国民健康保険証		市民課 市役所1階7~10番窓口	
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書			
	姓が変わる方で、75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の変更(後日郵送)	変更前の後期高齢者医療保険証			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方 (国民健康保険・後期高齢者医療に加入の方)	各種認定証の変更(後日郵送) ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	変更前の各種認定証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証		保険年金課 市役所1階12番窓口	
	年金を受給している方	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は氏名変更の届出は原則不要ですが、未登録の方等は届出が必要です ※共済年金の方は共済組合へ、農業者年金の方は農協または農業委員会へお問い合わせください			日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220	
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者のマイナンバーが確認できる書類 ・請求者の預金通帳 ※公金受取口座(マイナポータル)を希望する場合は省略可 ・請求者の健康保険証 ※その他書類が必要な場合があります			
	子育て支援医療証をお持ちで主たる生計維持者が変わる方(0歳~高校生等) ※18歳になった年の年度末まで	子育て支援医療証の変更	・子育て支援医療証 ・健康保険証(子)		子育て支援課 市役所1階14番窓口	
	保育所等に入所を希望する方	保育所等の入所申込	詳しく説明しますので、子育て支援課窓口までお越しください			※必要なものがそろっていない場合も窓口へお立ち寄りください
	保育所等に入所しているお子さんがいる方	教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届	・届出人の本人確認書類 ・健康保険証(子)の写し			
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	受付窓口でご相談ください			
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください		通っている学校	
	放課後児童クラブの利用を希望する方	児童クラブ入会	就労証明書など		各児童クラブ	
高 齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更(後日郵送)	介護保険証		高齢福祉課 市役所1階16番窓口	

障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	受付窓口でご相談ください	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります	
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の氏名変更	・自立支援医療受給者証 ・健康保険証	社会福祉課 市役所 1階 15番窓口
	各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当）を受給している方	・氏名変更届、口座変更届（氏名に変更があった場合） ・所得状況届変更届・承諾書	受給者の預金通帳	
	重度心身障がい児養育手当を受給している方	氏名変更届、口座変更届（氏名に変更があった場合）	受給者の預金通帳	
	心身障がい者扶養共済加入者	氏名変更届、口座変更届（氏名に変更があった場合）	受付窓口でご相談ください	
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用者変更の異動届 ※メールでの手続も可 （詳しくはホームページをご覧ください）	所有者名義が変わる場合 ・本人確認書類 ※郵送または来庁での手続	上下水道部庁舎 1階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印 ・振替希望税目等の納税通知書や納付書	納税課 市役所 2階 1番窓口 または金融機関窓口
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続 市営住宅の入居・同居の相談	受付窓口でご相談ください	市営住宅指定管理公益サービス共同企業体 0238-40-8700



992-8501

米沢市金池五丁目 2 番 25 号 米沢市役所

☎0238-22-5111

**開庁（受付）時間 8:30 ~ 17:00**

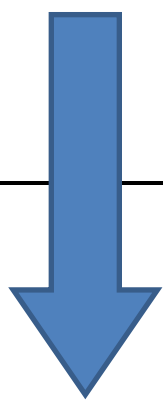
（土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

## 手続チェックシート

### 離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年 2 人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から 10 日以内に届出をしてください。



#### 関連する手続は内側にあります

必要な書類が届出の日にそろわない手続は、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

### 忘れずにお持ちください

#### 本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・年金手帳<sup>※</sup>
- ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときには

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。